



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

お知らせ版

大和郡山市 広報

つながり

9/15

2019

令和元年 9月15日号 No.1194

編集・発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒639-1198 北郡山町 248-4

☎ 53-1151 (代) FAX 53-1049 (代)

<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

《10月より開始》 幼児教育・保育の無償化について

対象 = 0～2歳児（住民税非課税世帯）、3～5歳児（全世帯）

※幼稚園・保育所・認定こども園の通常保育は手続き不要。（私立幼稚園は一部手続き必要）

※預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター・認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますが、事前に「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

◆「保育の必要性」の認定を受けるためには、

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式その2）

②保育の必要性を認定するための添付書類の提出が必要になります

※くわしくは、ホームページ「【令和元年10月開始】幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

問合せ = こども福祉課（内線524）、教育総務課（内線713）



消費税引き上げに伴い公共施設の使用料が変わります

10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、水道料金や各施設の使用料等の金額が変わります。対象となる使用料等は、次のとおりです。金額等詳しくは、各問合せ先にお問い合わせください。

施設の使用料

対象となる使用料	問合せ先
三の丸会館	(☎ 53-5350)
南部公民館（喫茶コーナー含む）	(☎ 59-1316)
昭和地区公民館	(☎ 56-0015)
片桐地区公民館（喫茶コーナー含む）	(☎ 52-3001)
治道地区公民館	(☎ 56-3085)
平和地区公民館	(☎ 52-2346)
矢田コミュニティ会館	(☎ 52-3404)
コミュニティ会館	総務課 (内線 252)
地域交流館「やすらぎ」	
市民交流館	観光協会 (☎ 52-2010)
箱本館「紺屋」	
DMG MORI やまと郡山城ホール	(☎ 54-8000)
里山の駅「風とんぼ」	(☎ 53-7290)
九条公園・九条運動施設	九条スポーツセンター (☎ 52-1245)
額田部運動公園施設	都市計画課 (内線 634)
総合公園施設	(☎ 55-1010)
西池グラウンド	スポーツ推進課
各地域スポーツ会館	(内線 555)

その他の手数料・使用料など

対象となる使用料	問合せ先
水道使用料（※）	お客様センター (上下水道部) (☎ 53-3661～3)
下水道使用料（※）	
水道給水分担金	工務課（上下水道部） (☎ 53-3664)
ゴミ処理手数料	清掃センター (☎ 53-3463)
し尿汲み取り料金・単独浄化槽清掃手数料・浄化槽汚泥処理手数料	衛生センター (☎ 56-2279)
都市公園占用料 (1ヵ月に満たない場合のみ)	都市計画課 (内線 634)
公園墓地維持費	環境政策課 (内線 571・572)
駐輪場利用料金	社会福祉協議会 (☎ 53-6535)
休日応急診療所診断書等交付手数料	保健センター (☎ 58-3333)

※水道料金・下水道使用料は、毎月検針地区は11月分から、偶数月検針地区は11・12月分から、奇数月検針地区は12月・令和2年1月分の料金から引き上げられます。（ただし、10月1日以降に使用開始の場合は、その月分から引き上げ後の料金となります。）

※コミュニティ会館・地域交流館「やすらぎ」については、問合せ先にご連絡いただきましたら担当者の連絡先をお伝えします。

リニア新駅は、ど真ん中駅、大和郡山へ。

奈良県・紀伊半島の隅々へ走って一瞬に未来へ。

